

無形文化遺産の保護に関する第17回政府間委員会の概要と課題

二 神 葉 子

1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage、略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、現在181か国¹⁾を数える。アメリカ合衆国やカナダ、オーストラリアやニュージーランドといった一部のいわゆる主要国が締約国になっていないものの、締約国数からみれば無形文化遺産保護条約は普遍的な条約²⁾であり、このことは世界的にこの条約に対する関心が高いことの表れといえる。日本は無形文化遺産保護条約の成立及び履行に深く関与しており、国内的には2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity、以下、代表一覧表）への記載以降、「山・鉾・屋台行事」（2016年）や「来訪神：仮面・仮装の神々」（2018年）など数多くの実践の一括記載もあって、世界遺産との混同は一向に解消されないものの「UNESCOの無形文化遺産」への関心は非常に高い。一方で、無形文化遺産への世界的な注目度の高さにより引き起こされたさまざまな課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage、以下、政府間委員会）」で、今回がその17回目となる。ここでは、2022年11月から12月にかけて開催された第17回政府間委員会について、その概要と、政府間委員会での議論から見出された、政府間委員会及び無形文化遺産保護条約の履行における課題、及び今後の展望について述べる。

2. 無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会は、2022年11月28日～12月3日を会期として、モロッコの首都ラバトのSofitel Rabat Jardin des Rosesで開催された。新型コロナウイルス感染拡大のため、2020年の第15回、2021年の第16回と2回のオンライン開催が続き³⁾、今回は3年ぶりの対面開催となった⁴⁾。

第17回政府間委員会の議長はモロッコのUNESCO代表部大使であるH.E. Mr. Samir Addahre（モロッコ）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1か国ずつ⁵⁾が選出される副議長国はスイス（グループI）、チェコ（グループII）、パナマ（グループIII）、韓国（グループIV）、ボツワナ（グ

グループV(a)であった。政府間委員会の全ての議事を記録・報告するラポルトゥールは、Mr. Ramiro Maurice Silva Rivera（ペルー）が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、隔年（西暦の下1桁が偶数の年）で開催される条約の締約国会議（General Assembly of the States Parties to the Convention、以下、締約国会議）において、全締約国の中から24か国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、各回の締約国会議で半数が改選される。下一桁が偶数の年である2022年には、第9回締約国会議が7月5日～7日に開催され、委員国が改選された。下線が新たに選出された委員国である（英語のアルファベット順）。

選挙グループI（西欧及び北米⁶⁾地域）：ドイツ、スウェーデン、スイス

選挙グループII（中・東欧地域）：チェコ、スロバキア、ウズベキスタン

選挙グループIII（ラテンアメリカ・カリブ地域）：ブラジル、パナマ、パラグアイ、ペルー

選挙グループIV（アジア太平洋地域）：バングラデシュ、インド、マレーシア、韓国、ベトナム

選挙グループV(a)（アフリカ地域⁷⁾）：アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ルワンダ

選挙グループV(b)（アラブ地域）：モーリタニア、モロッコ、サウジアラビア

第17回政府間委員会の議題は表1に示す20件である。本稿では、これらのうち議題7など一覧表への記載及び抹消を中心に議論の概要を紹介する。これに関連して、議題4.bにもある政府間委員会第5回特別会合についても言及する。

表1 無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1	Opening（開会）
2	Adoption of the agenda（議事の採択）
3	Observers（オブザーバー）
4.a	Adoption of the summary records of the sixteenth session of the Committee（第16回政府間委員会会合議事概要の採択）
4.b	Adoption of the summary records of the fifth extraordinary session of the Committee（政府間委員会第5回特別会合議事概要の採択）
5	Report by the Secretariat on its activities (January to June 2022)（事務局による自らの活動についての報告 2022年1月～6月）
6.a	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議）
6.b	Examination of the reports of the first cycle of periodic reporting on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity by States Parties in Europe（ヨーロッパ地域の締約国による、条約の履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する定期報告第一サイクルの報告の審議）
6.c	Update on the first cycle of periodic reporting on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity by States Parties in Latin America and the Caribbean (2021 Cycle), in the Arab States (2023 Cycle) and in Africa (2024 Cycle)（ラテンアメリカ・カリブ海地域（2021年サイクル）、アラブ地域（2023年サイクル）、及びアフリカ地域（2024年サイクル）の締約国による、条約の履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する第一サイクルの定期報告に関する最新情報）
6.d	Reports by States Parties on the use of International Assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund（無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する締約国による報告）
7	Report of the Evaluation Body on its work in 2022（評価機関の2022年における業務の報告）
7.a	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載への提案の審議）

7.b	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表記載への提案の審議)
7.c	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices (保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議)
7.d	Examination of requests for International Assistance (国際的援助の要請の審議)
8	Follow-up on elements inscribed on the Lists of the Convention (条約の一覧表に記載された案件のフォローアップ)
9	Report of the non-governmental organizations forum (NGO フォーラムの報告)
10	Update on the reflection on the broader implementation of Article 18 of the Convention (条約第18条のより広範な履行に関する検討についての最新情報)
11	Strategy for the monitoring, evaluation and identification of lessons learnt for International Assistance projects (国際的援助事業から得られた教訓のモニタリング、評価及び同定に関する戦略)
12	Intangible Cultural Heritage Fund: voluntary supplementary contributions and other issues (無形文化遺産基金：自発的な追加の貢献及びその他の課題)
13	Thematic initiatives on living heritage and sustainable development (リビング・ヘリテージと持続可能な開発に関するテーマ別取組)
14	Establishment of the Evaluation Body for the 2023 cycle (2023年サイクルでの評価機関の設置)
15	Number of files submitted for the 2022 and 2023 cycles and number of files that can be treated in the 2024 and 2025 cycles (2022年と2023年サイクルに提出された提案書の件数及び2024年と2025年サイクルに扱うことが可能な提案書の件数)
16	Date and venue of the eighteenth session of the Committee (第18回政府間委員会会合開催時期及び場所)
17	Election of the members of the Bureau of the eighteenth session of the Committee (第18回政府間委員会ビューローメンバー選出)
18	Other business (その他)
19	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
20	Closure (閉会)

2-1 評価機関の活動（議題7）

緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding、以下、緊急保護一覧表）及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定（Register of Good Safeguarding Practices、以下、グッド・プラクティス）、及び100,000米ドルを超える国際的援助⁸⁾の要請の評価の任にあたるのが評価機関（Evaluation Body）である。この評価機関は、様々な分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第17回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長はMr. Pier Luigi Petrillo（イタリア）、副議長をMs. Nahla Abdallah Emam（エジプト）、ラポルトゥールはMr. Kirk Siang Yeo（シンガポール）が務めた。第17回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び認定NGOの6団体からなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第16回政府間委員会で改選され、新たに評価機関に加わった1カ国の専門家と認定NGOの2団体である。

委員国以外の締約国の専門家（Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee）

選挙グループⅠ：Mr. Pier Luigi Petrillo（イタリア）

選挙グループⅡ：Ms. Ľubica Volanská（スロバキア、2022年7月7日まで）

選挙グループⅢ：Mr. Nigel Encalada（ベリーズ）

選挙グループⅣ：Mr. Kirk Siang Yeo（シンガポール）

選挙グループⅤ(a)：Mr. Limeneh Getachew Senishaw（エチオピア、2022年7月7日まで）

選挙グループⅤ(b)：Ms. Nahla Abdallah Emam（エジプト）

認定NGO（Accredited non-governmental organizations）

選挙グループⅠ：Workshop intangible heritage Flanders

選挙グループⅡ：European Association of Folklore Festivals

選挙グループⅢ：Daniel Rubin de la Borbolla Center

選挙グループⅣ：Aigine Cultural Research Center – Aigine CRC

選挙グループⅤ(a)：Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)

選挙グループⅤ(b)：Syria Trust for Development

上記のうち2名の専門家は、所属する締約国（スロバキア及びエチオピア）が第9回締約国会議で委員国に選出されたため、評価機関の専門家は委員国以外から選出されるという運用指示書第27段落の定めに基づき、自動的に評価機関の資格を喪失した。ただし、評価機関のメンバーとしての役割は2022年6月の2回目の会合までに果たしており、ダイアログ・プロセスが適用された11件の提案書を除き、2022年サイクルの提案書は12名のフルメンバーで評価したとみなせると評価機関は考えている⁹⁾。

1回の政府間委員会における提案書（nomination file）の審議件数に対しては、運用指示書第33段落で、委員国がその権限により次の二つのサイクル（2か年の各年）で扱う提案書の件数を決めるとされる。2013年の第8回政府間委員会で、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計について定めた50件という上限（ceiling）¹⁰⁾が、長く基準とされてきた。しかし、2020年の第15回政府間委員会では、委員会が代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で55件を上限（ceiling）と定めた¹¹⁾。そこで、2021年3月31日の締め切りまでに無形文化遺産保護条約の事務局（UNESCOのリビング・ヘリテージ・エンティティ（Living Heritage Entity）、以下、事務局）に提出された提案書に対し、次に示す優先順位¹²⁾が設けられた。2021年サイクルに検討の対象とされた提案書がない締約国からの提案38件（アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、チリ、中国、コロンビア、クロアチア、キューバ、チェコ、北朝鮮、エジプト、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、日本、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マラウイ、モザンビーク、オマーン、韓国、サウジアラビア、セルビア、スロベニア、スペイン、チュニジア、UAE、ザンビア）¹³⁾、優先度[i]として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案（5件）、緊急保護一覧表への記載提案（2件）、優先度[ii]として複数国による提案（14件）の合計59件が対象となった。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約国への情報要請を経て、56件が評価機関による検討の対象とされた。第17回政府間委員会で検討の対象とならなかった3件のうち、2件は締約国が取り下げた。残りの1件は第16回政府間委員会で繰り上げ審議されたジュームー・スーブ

(ハイチ)である。一方、従来は検討の対象となっていた、優先度[iii]（これまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数¹⁴⁾を超えない締約国からの提案)¹⁵⁾は、優先度[0]、及び[i]でより優先度の高い提案書で55件を超えたため、いずれの優先度にも該当しない提案と合わせて22か国（マダガスカル、マルタ、モーリタニア、オランダ、スーダン、パナマ、タジキスタン、タイ、マレーシア、フィリピン、ウクライナ、エチオピア、ナイジェリア、アルメニア、マリ、モロッコ、ウズベキスタン、ベネズエラ、イタリア、ベルギー、イラン、インド)¹⁶⁾からの提案が、2022年の検討の対象から外れた。なお、提案書が検討対象外となった締約国は、2年のサイクルの間に少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定¹⁷⁾に基づき、2023年には最優先でその提案書が審議対象となる。

議題7で扱われた提案は表2-1～4のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議（審議前の取下げを含む）、及び評価機関と関係締約国とのダイアログ・プロセス（表には「対話」と記載）が実施されたかどうかを併せて示した。案件名の和訳は筆者による便宜的な仮訳で、地名やコミュニティの名称など、政府間委員会での審議や提案書添付の映像で、関係締約国やコミュニティにおける発音をできるだけ確認し示すことを目的として付け加えている¹⁸⁾。正式な名称はUNESCOの公用語である英語及びフランス語で、各提案書には関係締約国の言語での名称も記載されている。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第17回政府間委員会関連ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/17com>) で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件（4件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.a.1	チリ	Quinchamalí and Santa Cruz de Cuca pottery（キンチャマリ及びサンタ・クルス・デ・クカのやきもの）		01847	記載	記載
17.COM 7.a.2	トルコ	Traditional Ahlat stonework（伝統的なアールートの石材に関する技術）		00655	記載	記載
17.COM 7.a.3	ベトナム	Art of pottery-making of Châm people（チャムの人々のやきもの作りの技術）		01574	記載	記載
17.COM 7.a.4	アルバニア	Xhubleta, skills, craftsmanship and forms of usage（フブレタ：技能、職人の技及び利用形態）		01880 01948	記載	記載
				記載	4	4
				情報照会	0	0
				不記載	0	0
				取下げ		0
				合計	4	4

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/7a-urgent-safeguarding-list-01280>

表2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件 (46件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.b.1	カンボジア	Kun Lbokator, traditional martial arts in Cambodia (クン・ルボカトール:カンボジアの伝統的な格闘技)		1868	記載	記載
17.COM 7.b.2	中国	Traditional tea processing techniques and associated social practices in China (中国の伝統的な製茶技術と関連の社会实践)		1884	記載	記載
17.COM 7.b.3	コロンビア	Ancestral system of knowledge of the four indigenous peoples, Arhuaco, Kankuamo, Kogui and Wiwa of the Sierra Nevada de Santa Marta (シエラ・ネバダ・デ・サンタ・マルタのアルウアコ、カンクアモ、コギ及びウィワという四つの人々の知識の伝承体系)		1886	記載	記載
17.COM 7.b.4	クロアチア	Festivity of Saint Tryphon and the Kolo (chain dance) of Saint Tryphon, traditions of Croats from Boka Kotorska (Bay of Kotor) who live in the Republic of Croatia (聖トリフォンの祭りとコロ(鎖の踊り):クロアチア共和国に住むボカ・コトルスカ(コトル湾)出身のクロアチア人の伝統)		1891	記載	記載
17.COM 7.b.5	キューバ	Knowledge of the light rum masters (ライト・ラムのマスターの知識)		1724	情報照会	記載
17.COM 7.b.6	北朝鮮	Pyongyang Raengmyon custom (ピョンヤン冷麺の習慣)	○	1695	記載	記載
17.COM 7.b.7	エジプト	Festivals related to the Journey of the Holy family in Egypt (エジプトの聖家族の旅に関連する祭り)		1700	情報照会	記載
17.COM 7.b.8	フランス	Artisanal know-how and culture of baguette bread (バゲットパンの職人的なノウハウと文化)	○	1883	記載	記載
17.COM 7.b.9	ジョージア	Traditional equestrian games in Georgia (Tskhenburti, Isindi, Kabakhi, Marula) (ジョージアの伝統的な馬術試合(ツクェンブルティ、イシンディ、カバキ、マルラ))		1862	情報照会	情報照会
17.COM 7.b.10	ドイツ	The practice of Modern Dance in Germany (ドイツのモダンダンスの実践)		1858	合意に達せず	記載
17.COM 7.b.11	ギリシャ	August 15th (Dekapentavgoustos) festivities in two Highland Communities of Northern Greece: Tranos Choros (Grand Dance) in Vlasti and Syrrako Festival (ギリシャ北部の2か所の高地コミュニティでの8月15日(デカペンタヴグストス)の祭り:ヴラスティのトランス・チョロス(グランド・ダンス)とシラコ・フェスティバル)		1726	記載	記載
17.COM 7.b.12	グレナダ	Shakespeare Mas', a traditional component of Carnival unique to Carriacou (シェイクスピア・マス:カリアクーに独特のカーニバルの伝統的な要素)		1903	情報照会	取下げ

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.b.13	グアテマラ	Holy Week in Guatemala (グアテマラにおける聖なる週)		1854	情報照会	記載
17.COM 7.b.14	ハンガリー	Hungarian string band tradition (ハンガリーの弦楽器バンドの伝統)	○	1730	記載	記載
17.COM 7.b.15	イラン	Yaldā/Chella (ヤルダール/チェラ*) *太陽と命の温かさを祝う伝統的な祭り			情報照会	記載
17.COM 7.b.16	イラン、シリア	Crafting and playing the Oud (ウードの製作と演奏)	○	1867	記載	記載
17.COM 7.b.17	イラク	Art of crafting and playing Robāb/Rubāb/Rubob (ロバーブ/ルバーブ/ルボブの製作と演奏の技術)		1714	情報照会	情報照会
17.COM 7.b.18	日本	Furyu-odori, ritual dances imbued with people's hopes and prayers (風流踊り)		1701	記載	記載
17.COM 7.b.19	ヨルダン	Al-Mansaf in Jordan, a festive banquet and its social and cultural meanings (ヨルダンのアル=マンサフ: 祝祭の宴とその社会的、文化的な意味)		1849	記載	記載
17.COM 7.b.20	カザフスタン	Orteke, traditional performing art in Kazakhstan: dance, puppet and music (カザフスタンの伝統的な芸能オルテケ: 舞踊、操り人形及び音楽)	○	1878	情報照会	記載
17.COM 7.b.21	オマーン	Al-Khanjar, craft skills and social practices (アル=カンジャール: 工芸技術及び社会实践)	○	1844	記載	記載
17.COM 7.b.22	韓国	Talchum, mask dance drama in the Republic of Korea (タルチュム: 韓国の仮面舞踊劇)		1742	記載	記載
17.COM 7.b.23	ルーマニア、モルドバ	The art of the traditional blouse with embroidery on the shoulder (altiță) — an element of cultural identity in Romania and the Republic of Moldova (肩に刺繍を施した伝統的なブラウス(アルティータ)の芸術—ルーマニアとモルドバの文化的アイデンティティの一要素)		1861	情報照会	記載
17.COM 7.b.24	サウジアラビア	Knowledge and practices related to cultivating Khawlani coffee beans (カオラニココーヒー豆の栽培に関する知識と実践)		1863	記載	記載
17.COM 7.b.25	サウジアラビア、オマーン、UAE	Alheda'a, oral traditions of calling camel flocks (アルヘダア: ラクダの群れを呼びよせる口承伝統)	○	1717	記載	記載
17.COM 7.b.26	セルビア	Social practices and knowledge related to the preparation and use of the traditional plum spirit — sljivovica (伝統的なプラムの蒸留酒シュリヴォヴィツァの調合と使用に関する社会的実践と知識)		1882	記載	記載
17.COM 7.b.27	スロベニア	Beekeeping in Slovenia, a way of life (スロベニアの養蜂という生活様式)		1857	記載	記載
17.COM 7.b.28	スペイン	Manual bell ringing (手動での鐘鳴らし)		1873	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.b.29	タジキスタン、 イラン	Ceremony of Mehrgan (メヘルガン ^の 儀式) *ゾロアスター教の祭りのひとつ		1859	情報照会	情報照会
17.COM 7.b.30	チュニジア	Harissa, knowledge, skills and culinary and social practices (ハリッサ:知識、技能、食及び社会実践)	○	1710	記載	記載
17.COM 7.b.31	トルクメニスタン、 イラン	Turkmen-style needlework art (トルクメン風の ニードルワークの技術)		1876	記載	記載
17.COM 7.b.32	UAE	Al Talli, traditional embroidery skills in the United Arab Emirates (アル・タリ:アラブ首長国連邦の伝統的な刺繍の技能)		1712	記載	記載
17.COM 7.b.33	UAE、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、モリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、イエメン	Date palm, knowledge, skills, traditions and practices (デーツヤシ:知識、技能、伝統及び実践)		1902	記載	記載
17.COM 7.b.34	ウズベキスタン、タジキスタン、カザフスタン	Traditional embroidery in Central Asia (中央アジアの伝統的な刺繍)		1733	情報照会	情報照会
17.COM 7.b.35	ザンビア	Kalela dance (カレラ・ダンス)	○	1698	情報照会	記載
17.COM 7.b.36	アフガニスタン	Behzad's style of miniature art (ベフザドのミニチュール技術の様式)		1851	情報照会	情報照会
17.COM 7.b.37	アフガニスタン、アゼルバイジャン、イラン、トルコ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン	Sericulture and traditional production of silk for weaving (養蚕及び織物のための伝統的な絹の製造)	○	1890	記載	記載
17.COM 7.b.38	アルジェリア	Rai, popular folk song of Algeria (ライ:アルジェリアの人気の民衆歌謡)	○	1894	記載	記載
17.COM 7.b.39	アンドラ、フランス	Bear festivities in the Pyrenees (ピレネー山脈のクマ祭り)		1846	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.b.40	オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ハンガリー、イタリア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア	Lipizzan horse breeding traditions (リピッツァン馬の飼育の伝統)		1687	記載	記載
17.COM 7.b.41	オーストリア、チェコ、ドイツ、ラトビア、ポーランド、スペイン	Timber rafting (いかだ流し)		1866	記載	記載
17.COM 7.b.42	アゼルバイジャン	Pehlevanliq culture: traditional zorkhana games, sports and wrestling (ペレヴァンリクの文化: 伝統的なゾルカナゲーム、スポーツ、レスリング)		1703	記載	記載
17.COM 7.b.43	アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン	Telling tradition of Nasreddin Hodja/ Molla Nesreddin/ Molla Ependi/ Apendi/ Afendi Kozhanasyr Anecdotes (ナスレディン・ホジヤ/モッラ・ネスレディン/モッラ・エペンディ/アペンディ/アフエンディ・コザナシルという逸話を語る伝統)		1705	記載	記載
17.COM 7.b.44	アゼルバイジャン、トルコ	Culture of Çay (tea), a symbol of identity, hospitality and social interaction (チャイ(茶): アイデンティティ、もてなし及び社会的交流の象徴)		1685	記載	記載
17.COM 7.b.45	ベラルーシ	Straw weaving in Belarus, art, craft and skills (ベラルーシのわら編み: 技術、工芸及び技能)		1889	記載	記載
17.COM 7.b.46	ベルギー、フランス	Living fairground culture and showmen's art (生きた縁日の文化と興行師の技術)		1869	情報照会	取下げ
				記載	31	39
				情報照会	14	5
				不記載	0	0
				その他	1	-
				取下げ	-	2
				合計	46	46

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/7b-representative-list-01281>

表2-3 グッド・プラクティス提案案件（5件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.c.1	チェコ	Strategy for safeguarding traditional crafts: The Bearers of Folk Craft Tradition programme (伝統工芸の保護のための戦略: 民俗工芸伝統保持者プログラム)		1468	選定	選定
17.COM 7.c.2	イタリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、フランス	Tocati, a shared programme for the safeguarding of traditional games and sports (トカティ: 伝統的な競技やスポーツの保護のための共有されたプログラム)		1709	選定	選定
17.COM 7.c.3	クウェート	Al Sadu Educational Programme: Train the trainers in the art of weaving (アル・サドゥ教育プログラム: 機織り技術の指導者の訓練)		01905	選定	選定
17.COM 7.c.4	ポルトガル、スペイン	Portuguese-Galician border ICH: a safeguarding model created by Ponte...nas ondas! (ポルトガル-ガリシア境界の無形文化遺産: ポンテ...ナス・オンダス! によって創設された保護のモデル)		1848	選定	選定
17.COM 7.c.5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Nevesinje Olympics, traditional games (ネヴェシニエ・オリンピック: 伝統的なゲーム)		1731	情報照会	情報照会
				選定	4	4
				情報照会	1	1
				非選定	0	0
				取下げ	-	0
				合計	5	5

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/7c-register-01283>

表2-4 国際的援助要請案件（2件）

決議案No.	締約国	案件名称	申請額	対話	提案書No.	勧告	決議
17.COM 7.a.4 [※]	アルバニア	Xhubleta, skills, craftsmanship and forms of usage (フブレタ: 技能、職人の技及び利用形態)	US\$ 91,092		1948	承認	承認
17.COM 7.d	マラウイ	Safeguarding of ludodiversity in Malawi through formal and non-formal education (正式及び非正式の教育を通じたマラウイの協議の多様性の保護)	US\$305,144		1897	承認	承認
				承認	2	2	
				情報照会	0	0	
				不承認	0	0	
				取下げ	-	0	
				合計	2	2	

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/7d-international-assistance-01284>

※ 当該案件は緊急保護一覧表への記載提案と同時に国際的援助の要請が行われた案件で、緊急保護一覧表記載に関する審議において扱われた。

代表一覧表への記載提案について、評価機関が提案書全体について好ましい事例 (good examples) として挙げたのは次のとおりである。「リピッツァン馬の飼育の伝統」(オーストリアなど) は、関係締約国が互いに連携した事例で、「いかだ流し」(オーストリアなど) は、異なる国のコミュニティが共同して保護にあたることの効果を示した。「ギリシャ北部の2か所の高地コミュニティでの8月15日(デカペンタヴグストス)の祭り：ヴラスティのトラノス・チョロス(グランド・ダンス)とシラコ・フェスティバル」(ギリシャ) は、人の移動や都市化の課題を抱える小さな集落について、社会的一体性の醸成に無形文化遺産が果たす役割を強調した。「タルチュム：韓国の仮面舞踊劇」(韓国) は、案件の社会的な役割や文化的な意味を明確に説明し、過度な商業化への対処に関する振興中の取り組みを記述した、入念に作成された提案書であった。「風流踊り」(日本) は提案書作成の全ての過程においてコミュニティなどが強く関与していることを特徴とした、入念に作成された提案書である¹⁹⁾。

提案の特定の箇所に関して好ましいとされた案件は、「スロベニアの養蜂という生活様式」(スロベニア)、「手動での鐘鳴らし」(スペイン)、「シエラ・ネバダ・デ・サンタ・マルタのアルウアコ、カンクアモ、コギ及びウィワという四つの人々の知識の伝承体系」(コロンビア) である。このうちコロンビアの提案は、保護の手段が包括的で、携帯電話に課された国の消費税の税収の一部を、無形文化遺産保護条約の一覧表記載案件の保護計画に用いるなど、独創性がある点が評価されている²⁰⁾。

一方で、評価機関は本サイクルの提案書についてこれまでと同様に、文章の質の低さ、世界遺産条約など他の条約に関連した用語と混同した語彙の使用、表現のあいまいさなど²¹⁾を指摘したほか、さまざまな課題について言及した。これらの課題のうち、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を紹介する。

- ・適用可能な領域：提案書の書式には、案件が無形文化遺産のどのような領域に合致するかを選ぶチェックボックスがある。一部に、多くの領域に合致すると述べているにもかかわらず、情報が欠落した領域が含まれる提案書があった。案件の多様性から、必ずしも数多くの領域にチェックマークが入らないこともある。案件の特徴を網羅するような領域を選択すべきである²²⁾。
- ・表題：表題が過度に一般的でどこにでも存在するかのような提案、長過ぎてかえって混乱を招く提案があった。また、案件の内容と表題とが関連していない提案、「of」のような言葉で国による所有を表明し、排他性を有する表題があった。評価機関は、案件の表題において排他性、所有、特定の場所あるいは国を起源とするかのような表現は避けることを勧告する²³⁾。
- ・職人技、食文化：2022年サイクルでは、いずれも近年増加が著しい職人技に関する提案が18件(32%)、食文化に関連する提案が11件(20%)と、特に大きな割合を占めた。伝統的な料理、調理の技は条約上の無形文化遺産ではあるものの、提案においては、個別の料理ではなく関連の知識や技能に着目すべきで、コミュニティにとっての実践の社会的役割や文化的な意味を説明しなければならない。関係締約国内に多くの実践者がいて全てを特定できない場合は、案件を代表し、大企業や大規模生産とは無関係なコミュニティを特定することが重要である。保護の手段について、一部の提案では食料品の生産に関する商業活動を含めており、このような活動は基本的には実践の継続に有意義とはいえ、過度な商業化を避ける必要がある。また、一覧表への記載は、唯一性、所有、正統性の指標とはならない²⁴⁾。

また、第15回政府間委員会（2020年、オンライン）から正式に導入されたダイアログ・プロセス（dialogue process²⁵⁾）は今回が3回目の実施となり、適用されたのは表2-2の「対話」の項目に○が付された11件で、全て代表一覧表記載提案であった。ダイアログ・プロセスが適用された提案は、2件を除き記載が勧告されたが、情報照会勧告を受けた2件も政府間委員会の審議を経ていずれも記載が決議された。

このほか、第17回政府間委員会に先立ち、ウクライナからの提案案件の検討が実施された。2022年4月22日、評価機関は第17回政府間委員会のビューローから、運用指示書第32段落の定めに基づき、「Culture of Ukrainian borscht cooking（ウクライナのボルシチ料理の文化）」の緊急保護一覧表記載提案に関する検討を要請された。評価は通常の手続きと同様の基準で行われ、2022年7月1日に開催された政府間委員会第5回特別会合において、当該案件は極めて緊急の場合（case of extreme urgency）として緊急保護一覧表に記載された²⁶⁾。

2-2 条約の一覧表に記載された案件のフォローアップ（議題8）

2018年～2022年に実施された、多様な課題に対処するための無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する世界的な検討（global reflection on the listing mechanisms of the 2003 Convention）の成果に基づき、2022年7月に開催された第9回締約国会議において運用指示書が改定された²⁷⁾。主な改定の一つに一覧表記載済案件のフォローアップ、具体的には、一覧表間の移動、拡張もしくは削減による記載、一覧表からの抹消の仕組みの整備がある²⁸⁾。一覧表記載済案件のフォローアップに関して、第17回政府間委員会の議題8では二つの案件が扱われたが、ここではそのうち「Processional giants and dragons in Belgium and France（フランスとベルギーにおける行進の巨人とドラゴン）」を構成する実践の一つである「Ducasse of Ath（アトのデュカス）」について述べる。

「フランスとベルギーにおける行進の巨人とドラゴン」は2005年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言（Proclamation of the Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity）」とされた案件で、フランスとベルギーからの提案により2008年には代表一覧表に記載された。当該案件はベルギーの五つ、フランスの四つの町の行事で構成され、町により異なるものの、巨人やドラゴンの大きな像による行進が、町の歴史や伝説、生活に関連した巨人とドラゴンが登場する儀式に続いて行われる²⁹⁾。このうちアトの町では、アトのデュカスの名で知られる祭りが、8月の第4週目の週末で教区のパトロンであったサン・ジュリアン生誕の日にできるだけ近い日に開催される。アトのデュカスの中心は巨人や動物、ドラゴンであるが、行進には「sauvage（ソバージュ、フランス語で「野蛮人」の意味）」というキャラクターが含まれる。このキャラクターは19世紀に導入され、船に載せられ鎖につながれて表現され、顔は黒く塗られている。「ソバージュ」に関しては、提案書のどこにも言及はない³⁰⁾。

アトのデュカスについては、2019年と2021年にNGOから書簡が寄せられ、関係締約国に転送された³¹⁾。2020年と2021年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で祭りが開催されなかったため、2022年が書簡の受け取りから初めての開催となった。2022年版のアトのデュカスは8月26日～28日に開催されたが、その前にもNGOや個人からの書簡が事務局に、数多くの電子メールが関係締約国の

UNESCO代表部に届いた。これらの通信文は「ソバージュ」について、黒い服、大きな鼻、厚くて赤い唇、「アフリカ風の」衣装、鼻輪、首や手首及び足首の鎖といった、人種差別的な自らの社会が歴史全体にわたって黒人を貶めてきた符号を伴うキャラクターであるとした。そのうえ、このキャラクターは子供たちを怖がらせるため煽るような動作をする。通信文はこのキャラクターが差別的であるとして懸念を表明、会議文書（LHE/22/17.COM/8）作成までに届いた29件の通信文のうち、25件はアトのデュカスの代表一覧表からの抹消を要請する内容であった³²⁾。これらの抹消要請を受け、事務局は運用指示書第40.2段落に従い事務手続きを実施した。通信文はアトのデュカス開催に先立って関係締約国に送られる一方、事務局は関連情報を収集した³³⁾。関係締約国からの書簡によれば、アトのデュカスの関係コミュニティの意見は割れており、祭りに関係するコミュニティは概して「ソバージュ」のキャラクターに強い愛着を感じ、人種差別の意図はないと考える一方、コミュニティの40%の人々は、この「ソバージュ」の実践が一部の人々の気分を害するかもしれないことを理解しており、変更には反対しないと表明しているとのことであった。また、町の当局は、2022年の祭りでは「ソバージュ」のキャラクターは存続したものの、鎖や鼻輪がなくなるなどその特徴には変化があり、次回の祭りにおいてキャラクターを継続もしくは変更するかについて検討を続けると述べた³⁴⁾。一覧表からの抹消の要請は、運用指示書第40.2 (e) 段落が定める「第三者からの抹消要請」の扱いに従い、事務局が収集した情報及び関係締約国からの応答とともに第17回政府間委員会のビューローに提示され、ビューローは第17回政府間委員会の議題に含めることを決定した³⁵⁾。以上が経緯の概要である。

この件について事務局は会議文書（LHE/22/17.COM/8）において、経過観察のため、アトのデュカスを運用指示書40.3 (e) (ii) 段落が定める「enhanced follow-up（強化されたフォローアップ）」の状態とする決議案を提示し³⁶⁾、12月2日に行われた政府間委員会での審議において、ドイツやスロバキア、チェコは決議案に賛意を表明、関係締約国は、改善に向けた多くの活動が行われているが、実現には時間を要すると述べた。しかし、多くの委員国は実践が差別的であるとして強く非難するとともに、一覧表からの即時抹消を要求した。また、案件の一部の実践の一覧表からの抹消について、規則上の位置づけに関する質問が提示され、UNESCOの法律顧問（legal advisor）からは、運用指示書に明確な規定はないものの、政府間委員会は自らの権限で一部抹消を決議できるとの回答があった。最終的には関係締約国も抹消に同意し、「フランスとベルギーにおける行進の巨人とドラゴン」の構成要素のうち「アトのデュカス」の代表一覧表からの抹消が決議された³⁷⁾。

2-3 評価機関の設置（議題14）

前述したように、評価機関は委員国以外の締約国の専門家6名、認定NGO 6団体の合計12名から構成される。運用指示書は、評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない³⁸⁾と定めており、毎年の政府間委員会で、12名の構成員の4分の1ずつが改選される。今回は、選挙グループI及びIIの専門家、選挙グループV(a)のNGOの合計3名が改選対象となった。また、エチオピアが2022年7月の締約国会議で委員国に選出されたため、エチオピアの専門家が退任、空席が生じた選挙グループV(a)の専門家を選ぶ必要が生じた³⁹⁾。ただし、在任期間は退任した専門家の残りの任期（1年）となる。選挙グループV(a)は立候補した専門家が1名であったため、無投票で決定された。選挙グループ

I、IIはそれぞれ3名、選挙グループV(a)は認定NGO 3団体が立候補したことから秘密投票が実施され、委員国以外の締約国の専門家2名（Ms. Evrim Ölçer Özünel（選挙グループI、トルコ）、Mr. Rimvydas Laužikas（選挙グループII、リトアニア）、認定NGO 1団体（選挙グループV(a)、The Cross-Cultural Foundation of Uganda (CCFU)）が選出された⁴⁰⁾。

2-4 2022年と2023年サイクルに提出された提案書の件数及び2024年と2025年サイクルに扱うことが可能な提案書の件数（議題15）

1回の政府間委員会での審議の対象となる提案書の件数は、2年ごとに見直される。今回、2024年及び2025年の政府間委員会について見直しが行われ、緊急保護一覧表及び代表一覧表への記載、グッド・プラクティスへの認定の合計で1回あたり60件を超えないことが決議された⁴¹⁾。また、複数国による提案に関して、自国の案件の記載がない、もしくは非常に少ない締約国が含まれる提案を優先することが要請された⁴²⁾。併せて、一覧表の代表性確保の観点から締約国に対し、同一回の政府間委員会において複数国による提案を複数行うことを控えるよう要請された⁴³⁾。なお、2024年サイクルから、国際的援助について、政府間委員会では緊急保護一覧表への記載提案と同時に行われる要請のみ審議し、国際的援助単独での要請は全てビューロー会議で審議されることになる⁴⁴⁾。

2-5 第18政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題16、17）

2023年の第18回政府間委員会はボツワナから招致への関心が表明され、同国での開催、会期を同年12月4日（月）～9日（土）とすることが決議された（議題16）⁴⁵⁾。ビューローメンバーのうち議長はH.E. Mr Mustaq Moorad（ボツワナ）、副議長国はスイス（グループI）、スロバキア（グループII）、ペルー（グループIII）、バングラデシュ（グループIV）、モロッコ（グループV(b))、ラポルトゥールがMs. Eva Kuminkova（チェコ）と決まった（議題17）⁴⁶⁾。

3. 第17回政府間委員会における議論

3-1 全般

第17回政府間委員会は、2019年以来初の対面開催となった。それでも、前回までと同様に、オンラインによる傍聴環境がUNESCOウェブサイトからYouTubeへのリンクとして提供され、サイドイベントへの参加や、会議時間外での参加者間の交流の機会こそ得られないものの、通信状態は良好で本会議の傍聴にはほとんど支障はなかった。審議後には事務局が作成したサマリーレコード（発言要旨）が公開されるとはいえ、サマリーレコードは各発言者の特定の話題に対する態度表明の記録⁴⁷⁾であり、細部は省略される。発言全てを視聴可能なYouTubeでのリアルタイムを含む情報公開が定着し、特に、事務局や評価機関のコメントを聞けることは、日本にいながら無形文化遺産保護条約の履行の在り方について検討するうえでも有益であろう。

しかし、対面開催ではオンラインに比べ参加者間の交流が容易で、発言の機会も得やすいことから、過去2回の政府間委員会では少なかった印象のある、審議内容との関連が希薄な不規則発言、自

国の提案に対するあからさまな支持要請や、委員国の発言内容に鑑みてロビイングと思われる状況が復活した。そのため、前回の第16回政府間委員会のように審議は円滑に進行せず、とりわけ議題7では評価機関の評価を覆すための議論に長時間が費やされた。

3-2 代表一覧表への記載提案の評価・審議に関する課題

評価機関の活動（議題7）について、評価機関の情報照会勧告が政府間委員会で覆され記載（選定、承認）されることが一貫して課題とされている。今回は記載提案について、代表一覧表では14件の情報照会が勧告された案件のうち7件が政府間委員会で記載が決議され、5件は情報照会勧告を受け入れ、2件の提案は政府間委員会での審議前に取り下げられた。諮問機関の情報照会勧告のほとんどが覆され世界遺産一覧表に記載された、第44回拡大世界遺産委員会会合の状況⁴⁸⁾に比べれば、半数という「逆転記載」の割合は決して高くはないものの、オンライン開催となった過去2回の政府間委員会とは異なる結果となった。

7件の逆転記載された提案のうち、R.1、R.2、R.3の三つの記載基準について、記載に十分な情報が提供されていないとされた「ライト・ラムのマスターの知識」（キューバ）が、「二つを超える記載基準を満たさない・情報が十分ではない場合は評価機関の勧告を覆さない」という政府間委員会の作業合意（working agreement、紳士協定）に反して記載されたことは、ロビイングの復活を象徴的に示した。11月29日（現地時間）に行われた審議で関係締約国は、実践が条約の精神に合致し自国にとって重要な案件であると繰り返し発言する一方、コミュニティの関与、保護の手法、無形文化遺産全体の認識向上に果たす役割といった、評価機関や委員国から提示された疑問点に対する回答はほとんど示さなかった。しかし、多くの委員国にとって質疑応答は「質問をした」「関係締約国が答えた」行為自体に意味のある形式的なものに過ぎず、欧州以外の委員国は、記載に必要な情報が提供されたとして記載支持を表明している⁴⁹⁾。また、ダイアログ・プロセスの対象となったものの、情報照会勧告となった2件の案件が記載されている。それ以外の提案でも、ダイアログ・プロセスが実施されなかったことに対し委員国からの不満が繰り返し表明され、適用対象の拡大が要求された。

評価機関自身が繰り返し述べている⁵⁰⁾ように、評価機関は案件自体ではなく提案書に求められる事項が記されているかどうかを評価しているに過ぎない。どれほど関係締約国にとって重要な案件であっても、その案件が世界的に認知されていたとしても、提案書に必要事項が記されていないならば、評価に十分な情報が提示されていないという判断を下さざるを得ない。世界遺産委員会であるか政府間委員会であるかを問わず、当該案件の関係締約国は記載と判断するに十分な追加情報を提供することなく、一貫して自国にとっての重要性を強調し、多くの委員国の支持を取り付けてきた。一見、自国の案件（資産）が記載され外交が成功したようにも思われる。しかし、書類上の不備を外交で解決することで、提案書ないしは推薦書の質の向上、ひいてはよりよい文化遺産の保護を実現する機会が奪われたのだとしたら、果たして締約国は長期的に見て真に恩恵を被ったと言えるだろうか。

運用指示書に定められている⁵¹⁾ように、ダイアログ・プロセスの適用は、評価機関と締約国との短いQAの結果が評価に影響を与える場合に限定されている。今回、一部の委員国は対象の拡大を繰り返し要求したが、世界遺産条約のICOMOSやIUCNといった諮問機関のような常置の機関ではなく、

政府間委員会ごとに結成されるわずか12名の評価機関が、世界遺産条約のダイアログのように、関係締約国との長期にわたるやり取りを経て提案書の改善を図るのは不可能である。政府間委員会が選出した評価機関による提案書の評価のみならず、様々に世界遺産条約との差別化が図られている無形文化遺産保護条約において、ダイアログ・プロセスの対象の無秩序な拡大を主張する委員国は、評価機関や無形文化遺産保護条約をどのような性質のものに変えていきたいのか理解しがたい。彼らの唯一の希望は自国の案件の一覧表への記載であり、それは、無形文化遺産保護条約の目的である無形文化遺産の保護とは程遠いと言わざるを得ない。

キューバの提案に関する審議の流れは、今回の政府間委員会の課題を象徴的に示すものであったが、前述したように第17回政府間委員会では、当該提案を含め7件の逆転記載があった。このことに対し評価機関は、12月1日（現地時間）に行われた議題7の審議の最後に次のような趣旨の発言をしている。

「〔ダイアログ・プロセスの適用拡大要請について〕ダイアログ・プロセスは運用指示書のために厳格に沿い、適用するかどうか判断している。提案書に記述されていない情報の取得は、評価機関ではなく政府間委員会が行わなければならない。しかし、政府間委員会で提案書の内容が大きく変更されたことになり、誰かが案件について知りたいと思いUNESCOウェブサイトを訪れても、記載の根拠となる情報は提示されず、信頼性が損なわれている。評価機関は〔ICOMOSやIUCNとは異なり〕、あなた方委員国が選んだもので、構成メンバーの地理的な均衡が取れており、報酬は得ていない。提案書のみに基づいて技術的に評価を行っており、共感の気持ちや自らの知識には基づいていない。キャパシティビルディングの必要性は明らかで、キャパシティビルディングによって提案書の質の向上が図られ、情報照会決議の機会を活用することも可能だが、その機会が奪われる事例〔政府間委員会による逆転記載〕があった。評価機関は、無形文化遺産のコミュニティにとっての重要性を理解しているし、熱意をもって仕事に取り組んでいる。それでも、感情ではなく文書に基づく評価を行い、透明性をもって、全ての締約国に対して平等に対応した。」

上記の評価機関の発言に対し、政府間委員会の審議が行われた会場では大きな拍手が起きた。このことは、強引な逆転記載が頻発してもなお、無形文化遺産保護条約履行に透明性が必要と考える関係者が依然として多いことを示している。

また、第5回特別会合での「ウクライナのボルシチ料理の文化」の緊急保護一覧表への記載は、新たに制定された運用指示書の規定を適用したものである。具体的には、ビューローが記載基準U.2及びU.6に着目して緊急性を判断し、評価機関に検討を要請した⁵²⁾。提案書の提出から記載までの時間は短いものの、評価機関による評価は通常と同様の基準に基づいて実施されている。ボルシチに関する戦いでウクライナはロシアに勝利した⁵³⁾ などという反応も見られたが、ウクライナの現状を思えばやむをえない。ロシアによる侵攻で大きな被害を受けたウクライナの人々を勇気づけるといふ、記載の効果の表れともいえる。なお、ウクライナは世界遺産条約においても緊急推薦⁵⁴⁾ を行い、2023年1月24日～25日に開催された世界遺産委員会第18回特別会合で、The Historic Centre of Odesa（歴史都市オデーサ）の世界遺産一覧表への記載と危機遺産一覧表への記載が決議されている⁵⁵⁾。

3-3 案件の一覧表からの抹消に関する課題

今回の政府間委員会では、アトのデュカス（ベルギー）が代表一覧表から抹消された。2019年の第14回政府間委員会では、やはりベルギーの案件「Aalst carnival（アールストのカーニバル）」が代表一覧表から抹消されている⁵⁶。植民地主義や人種差別に寛容であった時代の名残のような表現は到底許されるものではない。しかし、アトのデュカスとアールストのカーニバルでは、関係コミュニティの対応に異なる点もあった。

アールストのカーニバルでは、関係コミュニティはユダヤ人を暗示するグロテスクなフロート（山車）のデザインを変更することはなかった。しかし、アトのデュカスでは前述したように、「ソバージュ」のキャラクターに愛着を持つコミュニティ関係者がいる一方で、変更の必要性を認識する関係者もあった。実際、2022年開催のアトのデュカスでは「ソバージュ」のキャラクターデザインに一定の変更が加えられ、さらなる変更に関する検討も予定されていた。にもかかわらず、対応状況を確認するための強化されたフォローアップの実施という決議案を覆し、政府間委員会ではアトのデュカスの代表一覧表からの抹消が決議された。差別的なデザインの変更を拒絶したアールストのカーニバルの関係コミュニティとは対応が異なるにもかかわらず、政府間委員会が改善の機会を奪ったともいえる。実際、決議において「ソバージュ」をやめることを関係コミュニティに勧告できるかどうか政府間委員会で議論となり、「Expresses the strong wish that the character of the ‘Sauvage’ be removed from the ‘Ducasse of Ath.’⁵⁷（「ソバージュ」のキャラクターが「アトのデュカス」から除去されるとの強い願望を表明する）」という間接的な表現⁵⁸にとどめざるを得なかった。決議案に示されていたように、世界的な検討を通じて運用指示書に規定されたフォローアップの仕組みを利用し、コミュニティに適切な助言を与え、改善状況を確認し、それでも改善が見られなかったら一覧表から抹消する対応でも差し支えなかったのではないかと。また、審議において関係締約国が述べたように、本件への対応が新たな規定に関する「パイロットプロジェクト」になりえた可能性があったが、一覧表から除外したことで、政府間委員会や事務局による当該実践への介入の機会も奪った格好である。

いわば「仲間内」である開発途上国からの筋の通らない代表一覧表への記載の働きかけには記載支持で応える一方、欧州のコミュニティには改善の機会を与えない対応もまた差別と言えよう。今回の政府間委員会で開発途上国の有力な委員国⁵⁹が作った審議の流れには、たとえ正論であっても意見をさしはさみがたい雰囲気⁶⁰があった。今に至るまで長期にわたり、差別する・差別されるという関係性が存在する歴史的な背景があるとはいえ、今後は、あたかも過去の行為に対する復讐のような攻撃ではなく、差別自体の解消を目指す、よりよい未来を志向した議論が冷静に行われることを期待する。

4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産の保護に関する第17回政府間委員会での議論の概要や課題について述べた。世界遺産委員会ほど極端ではないものの、関係締約国のロビイングによる一覧表への逆転記載が前回の3件から7件に増えたこと、欧州の実践に対する不寛容な対応など、前回の政府間委員会に比

べ信頼性が低下したともとられかねない委員国の対応が顕著であった。締約国の改選直後の開催で、運用指示書や手続規則に対する十分な理解が得られていないためなのか、残念ながら、前回の報告における筆者の懸念⁶¹⁾の通りの事態となった。

一方、今回の第17回政府間委員会、及び政府間委員会第5回特別会合は、運用指示書所載の一覧表記載案件のフォローアップや緊急の記載の手続きが整えられてから初の開催となり、早速、極めて緊急の場合の緊急保護一覧表への記載提案や、第三者による一覧表からの案件抹消の要請が扱われた。前者については、ビューロー及び評価機関の対応により速やかな記載に至り、直ちに案件保護の方策をとるのは現状に鑑み難しいとしても、困難な状況にある関係締約国を一覧表への記載によって励ます効果が得られたと考えられる⁶²⁾。後者については、案件を構成する実践の一部の政府間委員会での抹消が決議され、決議案で提案されたフォローアップメカニズムの実施には至らなかった。今後は、一覧表間の移行や、我が国も関係締約国になるであろう一覧表記載済案件についての実践の追加・削減の提案など、運用指示書の新たな適用事例がさらに増えることが予想される。

無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する多様な課題に対処するための世界的な検討の対象は現在、スウェーデンが主導するreflection for a broader implementation of Article 18 of the Convention（無形文化遺産保護条約第18条のより広範な履行）に移行した。一連の無形文化遺産保護条約履行のための枠組みの整備を通じて、委員国による外交的な救済が、困難な状況での初めての記載といった、評価機関の判断基準に盛り込めない特殊事情の考慮にとどまり、提案書及び定められた関連資料に基づいた公平な評価が行われ、無形文化遺産条約の一覧表の多様化と各締約国の能力向上がもたらされることを願う。

《注》

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-safeguarding-intangible-cultural-heritage#item-2>、2023年2月23日閲覧) に記載されている件数に基づく。サンマリノが2022年11月17日に同条約を批准、締約国は前回の報告から1か国増えた。
- 2) The 2003 Convention reaches 175 State Parties! (<https://ich.unesco.org/en/news/the-2003-convention-reaches-175-state-parties-00255>) に、「On September 5, Suriname became the 175th State to join the 2003 Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage bringing the convention close to attaining universal ratification. [筆者注：2017年] 9月5日、スリナムが175番目の無形文化遺産保護条約加盟国となり、条約の普遍的な批准に近づいた。)」の文言がある。
- 3) それでも、政府間委員会は毎年開催され、政府間委員会の空白期間を生じさせなかった委員国、特に政府間委員会を招致しようとした議長国の対応は高く評価できる。一方、世界遺産委員会はこの間に2021年の1回しか開催されておらず、2022年はロシアが議長国であったために開催形式を決められず、少なくとも年1回委員国の会合を開催するという手続規則2.1段落の条文の効力を一時停止せざるを得なかった (Decision: 17 EXT.COM 3)。

- 4) 電力料金の急激な高騰に伴う予算逼迫などの理由で、筆者はオンラインで傍聴した。
- 5) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はモロッコが属するグループV(b)からは副議長を選出しない。
- 6) ただし、北米には無形文化遺産保護条約の締約国はない。
- 7) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 8) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 9) LHE/22/17.COM/7 第3段落
- 10) シーリングの件数は2年ごとに見直される。第15回政府間委員会では見直しが行われ、優先度[0]の締約国からの案件だけでも50件を超えたことから、60件となった。
- 11) Decision 15.COM 9
- 12) 運用指示書第34段落
- 13) Submitting States and priorities for the 2022 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2022-01182>
- 14) 2015年には7件、2016年は3件、2017年は10件、2018年、2019年はいずれも3件であった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。今回は、この条件の適用より前に50件を超えたため、前々回、前回に引き続き適用されなかった。
- 15) 保有案件のシーリングの条件が「ゼロ」であったために、ごく少数の案件しか持たない多くの締約国も後優先とされた。
- 16) Submitting States and priorities for the 2022 cycle <https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2022-01182>
- 17) DECISION 8 COM 10
- 18) 正式名称以外の表示の必要はないとの考え方もあるが、日本語話者の視認性確保や、アルファベットの綴りから現地語の発音が想像できない場合を考慮すると、仮訳やカタカナ表記は必要だと考えている。
- 19) LHE/22/17.COM/7 第37段落 ii
- 20) 同 iii
- 21) 同 第39段落
- 22) 同 第39段落 i
- 23) 同 第39段落 ii
- 24) 同 第40段落 iv
- 25) LHE/22/17.COM/7 第18段落によれば、ダイアログとして関係締約国への質問が2022年7月8日に送付され、4週間後の8月5日が締め切りとされた。
- 26) LHE/22/17.COM/7 第17段落
- 27) Resolution 9.GA 9
- 28) LHE/22/17.COM/8 第2段落

- 29) LHE/22/17.COM/8 第4段落
- 30) LHE/22/17.COM/8 第5段落
- 31) LHE/22/17.COM/8 第6段落
- 32) LHE/22/17.COM/8 第7～8段落
- 33) LHE/22/17.COM/8 第10段落
- 34) LHE/22/17.COM/8 第11段落
- 35) LHE/22/17.COM/8 第12～13段落
- 36) DRAFT DECISION 17.COM 8.a
- 37) DECISION 17.COM 8.a 第11段落
- 38) 運用指示書第28段落
- 39) 選挙グループIIの専門家も同様に自国が委員国に選出され評価機関を辞任したが、改選のタイミングでもあったため通常の手続きで選出された。
- 40) DECISION 17.COM 14 第5段落
- 41) DECISION 17.COM 15 第5段落。ただし、同一の優先度の提案について合計60件にするために一部を審議対象から外す対応はしないため、60件を超える提案を扱うことがありうる（DECISION 17.COM 15 第6段落）。
- 42) 同 第7段落
- 43) 同 第8段落
- 44) LHE/22/17.COM/15 第15段落
- 45) DECISION 17.COM 16
- 46) DECISION 17.COM 17
- 47) ある締約国に対する支持などの態度を記録にとどめることは、別の機会に自国への支持を得るための取引材料にもなることから、外交的には非常に重要であるらしい。
- 48) 第44回拡大世界遺産委員会会合での審議に際して、諮問機関が「情報照会」もしくは「記載延期」を勧告した16件の推薦のうち、15件が記載を決議された。記載延期勧告を受け入れた関係締約国はなく、情報照会勧告を受け入れたのはわずか1件であった。
- 49) なお、12月1日（現地時間）の議題7全体に関する審議で関係締約国は、結果として協定破りを要求していたにもかかわらず、紳士協定を支持する旨発言しており、紳士協定の内容を理解していないか、自らが委員国に働きかけた内容を忘れていた可能性が示唆される。
- 50) LHE/22/17.COM/7 第28段落に「Evaluation of the content of the files, rather than the element itself.（案件自体ではなく、提案書の内容の評価）」とある。
- 51) 運用指示書第55段落 「The dialogue process is initiated when the Evaluation Body considers that a short question and answer process with the submitting State(s), conducted in writing through the Secretariat, could influence the result of its evaluation.」
- 52) DECISION 17.COM 3.BUR 3
- 53) Borsch soup in Ukraine added to Unesco endangered heritage list <https://www.bbc.com/>

news/world-europe-62013362 (2023年2月23日閲覧)では、ウクライナのトカチェンコ文化大臣のコメント「Victory in the war for borsch is ours! (ボルシチに関する戦いの勝者は我々だ)」が紹介されている。本筋とは無関係だが、この記事の見出しにも「endangered heritage list (危機遺産一覧表)」と記されており、世界遺産条約との混同が普遍的であることを感じさせる。

- 54) Odesa inscribed on UNESCO's World Heritage List in the face of threats of destruction <https://www.unesco.org/en/articles/odesa-inscribed-unescos-world-heritage-list-face-threats-destruction> (2023年2月18日閲覧)
- 55) Decision 18 EXT.COM 5.2 また、緊急に推薦された資産が世界遺産一覧表に記載された場合には、危機遺産一覧表にも同時に記載される(世界遺産条約の履行に関する作業指針第161段落)。
- 56) アールストのカーニバルの代表一覧表からの抹消の経緯は、二神葉子(2020):無形文化遺産の保護に関する第14回政府間委員会の概要と課題.『無形文化遺産研究報告』14, pp. 1-21をご参照いただきたい。
- 57) DECISION 17.COM 8.a 第12段落
- 58) 一覧表に記載されている案件であれば、request(要請する)などの直接的な言葉を用いることもできたはずである。
- 59) 発言内容の詳細を観察すると、非難の強さの程度は一様ではなく、規定にない一部抹消をためらう意見、当該実践の再記載の可能性についての質問も開発途上国の委員国から寄せられた。
- 60) 本議題では、泣きながら議場を出ていくなど、議論の進行役である議長が最も感情的になっていた。非常に深刻な課題であるとはいえ、議長としては穏健派、強硬派のいずれの委員国からの発言も可能な状態を保つ必要があるだろう。決議案の審議において本来は発言が許されないオブザーバー締約国に発言させたことも問題である。
- 61) 二神葉子(2022):無形文化遺産の保護に関する第16回政府間委員会の概要と課題.『無形文化遺産研究報告』16, pp. 1-27
- 62) 第5回特別会合での記載決議後のステートメントにおいてウクライナのトカチェンコ文化大臣は、「全面的な戦争による困難な状況ではあるが、ウクライナの人々は破壊された町で、前線で、ボルシチを食べるだろう。私たちのアイデンティティである。食べ物、特によい食べ物は人々を連帯させる。」などと述べた(<https://ich.unesco.org/en/5extcom> 議題5の録音)。

Topics of the Seventeenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The seventeenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held in Rabat, Morocco, from 28 November to 3 December, 2022. The meeting was held offline after a three-year interval.

During the session, 39 elements of intangible cultural heritage were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List). The Evaluation Body recommended 14 files to be referred back to the submitting States Parties for revision, but among these files, the Committee inscribed seven elements on the Representative List, including one nomination which did not satisfy three criteria, although the Committee conventionally does not inscribe a file on the List if the file does not satisfy more than two criteria. Apart from the elements inscribed on the List at the seventeenth session, “Culture of Ukrainian borscht cooking” was requested by Ukraine to be examined for possible inscription on the Urgent Safeguarding List. Based on the recommendation by the Evaluation Body, the fifth extraordinary session of the Committee inscribed the element on the Urgent Safeguarding List on 1 July 2022 as a case of extreme urgency. Unlike with the inscription of Joumou Soup on the Representative List in 2021, the Operational Directives which regulate the procedure for inscribing an element as a case of extreme urgency was revised by the ninth General Assembly held in July 2022, and the regulation was applied for the first time to this case.

At this session, “Ducasse of Ath” of Belgium, which was a part of an element named Processional giants and dragons in Belgium and France, was removed from the Representative List. The Secretariat of the Convention had received letters from NGOs and individuals expressing concern that a large figure of the festival called “Sauvage” is depicted with features that degrade black people. The draft decision prepared by the Secretariat called for the utilization of newly adopted provisions for an ‘enhanced follow-up process’ to obtain additional information from the State Party. Many Committee members from developing countries, however, condemned the practice and strongly demanded its immediate removal from the List. Unlike the case of Aalst carnival of Belgium, the community concerned with Ducasse of Ath had been trying to change the aspects of the character but the Committee deprived the opportunity to improve the character of the festival from the community by removing the practice from the Representative List for

improvement.

Such a character is certainly unacceptable in the international community, but it is also discriminatory to irrationally bow to the lobbying of developing countries as “friends” for inscription on the Representative List while denying the European community an opportunity for improvement. The atmosphere in the Intergovernmental Committee, created by leading developing countries among the Committee members, is one that discourages opinions, even legitimate ones, to be expressed. Although there is a historical background in which the relationship between discriminating and being discriminated has existed for a long period of time until the present, the author hopes sensible discussions will be held in the future with the aim of eliminating discrimination itself rather than attacking past actions as if to take revenge on them.

